

- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)
- ・病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

(第15・16・19表関係)

— 市町村界
■ 該当区域

